

①「安全計画の策定等をしていない場合」の減算

【令和8年7月から適用】

- ・減算額⇒児童一人あたり1,350円／月
- ・減算の対象

⇒安全計画の策定をしていない施設または
以下の要件のいずれかを満たさない状態が1年間継続した施設

〈要件〉

- i 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施していること。
- ii 利用子どもの保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等について周知を行っていること。
- iii 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていること。

②「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算

【令和8年7月から適用】

- ・減算額⇒基本分単価に5％を乗じた額
- ・減算の対象

報告期限（毎事業年度終了後5か月）から3か月以上経過しており、
 ⇒経営情報の報告が行われていない場合
 ⇒誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合

③その他、主な変更点

●**3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し**
 ※令和9年度末（令和10年3月31日）まで

●**定員21～40人の保育所等の調理体制の充実**
 ※公定価格上の配置基準（調理員）
 変更前：1人⇒変更後：2人（うち1人は非常勤）

●**施設機能強化推進費加算の充実**
 ※複数要件の撤廃・単価の変更（16万円⇒20万円）

●**療育支援加算の見直し**
 ※5つの取組**必須化**、新区分（専門職の活用）の追加

- ①対象となる障害児の把握
 （障害特性等を整理した一覧の作成、職員間での共有等）
- ②障害特性等に応じた教育・保育の実践
 （施設内での協働、保護者との連携の下での個別の支援計画・指導計画の作成・見直し、関係機関との情報共有等）
- ③障害児通所支援事業所等との連携強化
 （個別の支援計画の作成・見直しに際しての、他機関での支援内容の把握等）
- ④障害児の家族への支援
 （子育ての悩みの解消や負担の軽減、利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組等）
- ⑤児童発達支援センター等地域の関係機関と連携した取り組み
 （会議や研修等への参加、小学校との情報交換等）

●**保育ICT推進加算の創設**
 ※要件と一つなる「保育業務施設管理プラットフォーム」の活用について、大田区では現時点で未定です。